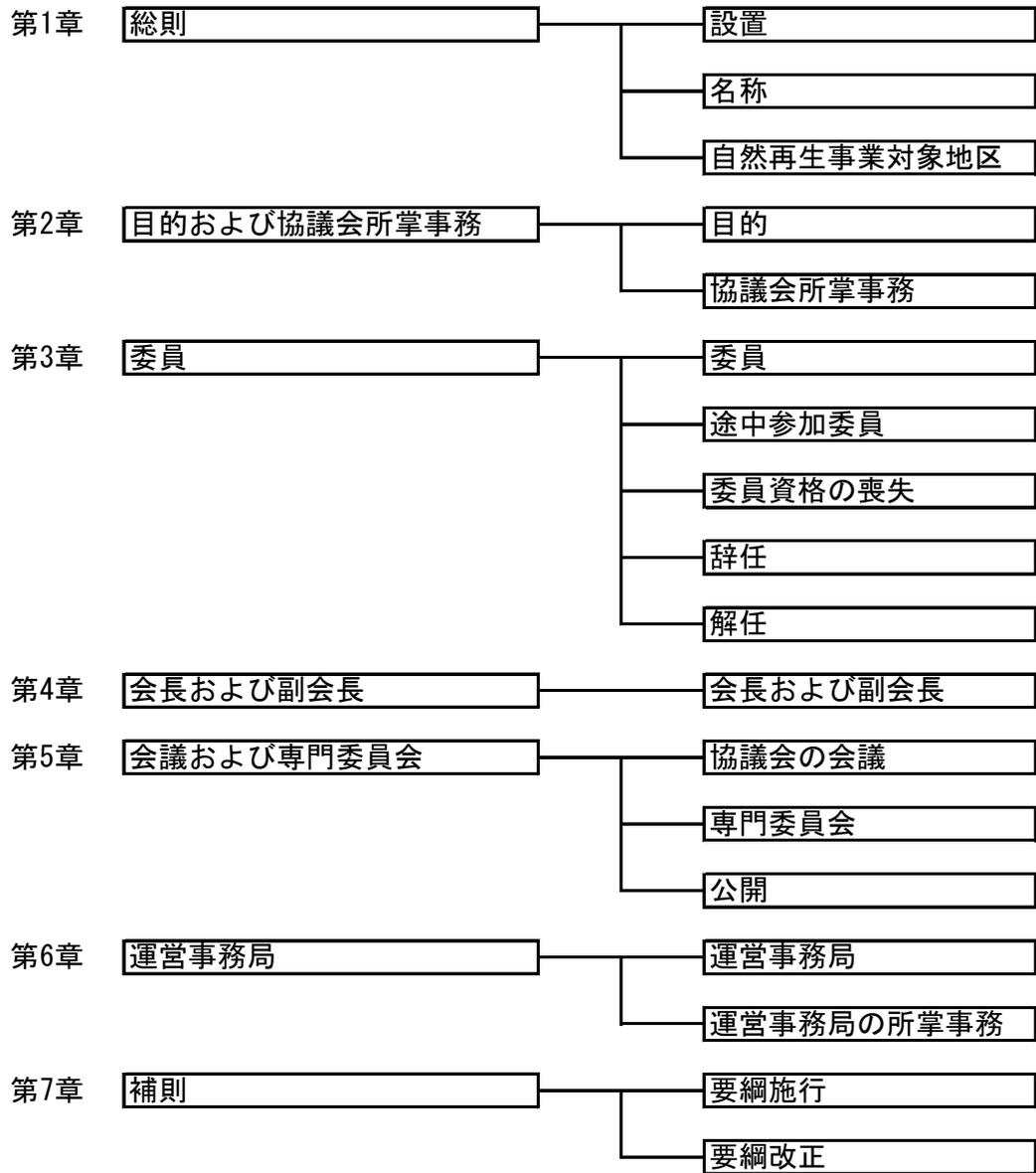


(仮称) 霞ヶ浦田村・沖宿戸崎地区自然再生協議会 設置要綱 (案)

---



※下線は 8/2 第 1 回設立準備会以降の修正箇所を示す。

# (仮称) 霞ヶ浦田村・沖宿戸崎地区自然再生協議会 設置要綱

## 第1章 総則

### (設置)

第1条 霞ヶ浦(西浦)中岸の湖岸域に係る自然環境の再生を図るため、自然再生推進法(平成14年法律第148号)第8条に基づく自然再生協議会を設置する。

### (名称)

第2条 設置する自然再生協議会の名称は、霞ヶ浦田村・沖宿戸崎地区自然再生協議会(以下「協議会」という)とする。

### (自然再生事業対象地区)

第3条 協議会が対象とする自然再生事業対象区域は、霞ヶ浦(西浦)中岸の田村揚排水樋管から戸崎1号排水樋管に至る区間(概ね西浦中岸6.0km~9.5kmの区間)の湖岸域とする。

2 前項に掲げる区域を田村・沖宿戸崎自然再生地(以下「自然再生地」という)と称する。

## 第2章 目的及び協議会所掌事務

### (目的)

第4条 協議会は、自然再生地における自然再生事業(以下「自然再生事業」という)の実施にあたり、その構想を作成し、自然再生事業に関する実施計画の案について協議し、及び自然再生事業の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

### (協議会所掌事務)

第5条 協議会は、次の事務を行う。

- (1) 自然再生地に係る自然再生全体構想を作成すること。
- (2) 自然再生地に係る自然再生事業実施計画の案について協議すること。
- (3) 自然再生地における維持管理及び改良を含む自然再生事業の実施に係る連絡調整を行うこと。

## 第3章 委員

### (委員)

第6条 協議会は、次の各項について選出される委員をもって構成する。

- (1) 自然再生事業に参加しようとする茨城県に在住若しくは在勤する個人、又は茨城県内に活動の根拠を置く法人若しくは団体の代表者
  - (2) 自然再生地に係る土地所有者等であって、自然再生事業に参加しようとする者
  - (3) 自然再生地を含む霞ヶ浦の自然環境に関して専門的知識を有する者
  - (4) 自然再生地を行政範囲に含む茨城県、土浦市及び霞ヶ浦町の職員
  - (5) 自然再生地の管理に携わる国土交通省及び独立行政法人水資源機構の職員
- 2 前項第1号に係る委員の選出は公募による。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、協議会の設立時に委員であった者の任期については、この要綱を定める日から平成18年3月31日までとする。

(途中参加委員)

- 第7条 協議会には、前条による委員のほか、途中参加委員を加えることができる。途中参加委員の任期は第6条に定める委員の残任期間に同じとする。
- 2 協議会の委員から推薦された者は、第12条に定める協議会の会議における合意を経て途中参加委員となることができる。
  - 3 その他途中参加委員となることを希望する者は、第15条に定める運営事務局に対しその意思表示を行い、第12条に定める協議会の会議における合意を経て、途中参加委員となることができる。

(委員資格の喪失)

- 第8条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。
- (1) 辞任
  - (2) 死亡若しくは失踪の宣告、又は委員が属する団体若しくは法人の解散
  - (3) 解任

(辞任)

- 第9条 委員は、やむを得なき事由ある場合は、辞任することができる。なお、辞任しようとする者は、第15条に規定する運営事務局に連絡しなければならない。

(解任)

- 第10条 協議会の名誉を傷つけ、又は協議会の目的、自然再生推進法若しくは同法第7条に規定する自然再生基本方針に反する行為があつた場合には、協議会は、第12条に規定する協議会の会議における出席委員の過半数の賛同を経て委員を解任することができる。
- 2 解任の議決に先立ち、解任されようとする者には、協議会の会議において弁明の機会が与えられなければならない。

## 第4章 会長及び副会長

(会長及び副会長)

第11条 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長の選出は委員の互選による。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合は職務を代行する。

## 第5章 会議及び専門委員会

(協議会の会議)

第12条 協議会の会議(以下「会議」という)は、会長が招集する。

- 2 会長は会議の議長となる。
- 3 議長は、会議の進行に際して専門的知識を有する者の意見を徴することが妥当と認める場合又は委員から専門的知識を有する者からの意見聴取の発議があり、かつ会議における合意を得た場合には、専門委員会を設置し、会議のほかに専門的協議を行うよう要請することができる。

(専門委員会)

第13条 専門委員会の委員は協議会の委員のうちから選任する。

- 2 議長は専門委員会の委員長1名を指名する。委員長は専門委員会を統轄するとともに、副委員長1名を指名してその補佐を受ける。
- 3 専門委員会は、付託された専門事項について協議し議長に報告する。
- 4 専門委員会は、必要と認める場合、委員でない専門的知見を有する者の出席を求めて意見を徴することができる。

(公開)

第14条 協議会の会議は公開を原則とする。

- 2 会議の開催に関する事項及び議事要旨等については、霞ヶ浦河川事務所ホームページに掲載することにより公開する。

## 第6章 運営事務局

(運営事務局)

第15条 協議会の会務を円滑に処するため、国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所に運営事務局を置く。

2 協議会の委員は運営事務局の事務に参加することができる。

(運営事務局の所掌事務)

第16条 運営事務局は、次に掲げる事項に関する事務を行う。

- (1) 会議等（専門委員会を含む。以下同じ）の開催、協議及び進行その他に関する事項
- (2) 会議等の議事録及び議事要旨の作成並びにその公開に関する事項
- (3) その他協議会の運営に関し、会長が必要と認める事項

## 第7章 補則

(要綱施行)

第17条 この要綱に定めることのほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会議における合意を経て会長が別に定める。

(要綱改正)

第18条 この要綱の改定は、委員の過半数が出席する会議における過半数の同意による。

2 要綱の改定に係る委員の発議は、出席委員の過半数の賛同により採択し、採択した案件については可能な限り速やかに協議する。

## 附 則

1 この要綱は、平成16年 月 日から施行する。